

立ちどまらない保険。

MS&AD 三井住友海上

地震保険

2021年1月1日以降始期契約用

重要事項のご説明

1はじめに

- この書面は、火災保険契約にセットする地震保険契約に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については普通保険約款・特約に記載しています。必要に応じて当社ホームページ(<https://web-yakkan.ms-ins.com/clause/item/list>)に掲載のWeb約款をご覧いただくか、書面の普通保険約款・特約を代理店・扱者または当社へご請求ください。
- 普通保険約款・特約は、ご契約後、保険証券とともに届けます。ご契約の手続完了後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問い合わせください。
- 保険契約者と記名被保険者が異なる場合は、記名被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面は、ご契約後も保管してください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

2この書面の構成

契約概要のご説明

2～3
ページ

- 1 商品の仕組みおよび引受条件等
- 2 保険料
- 3 満期返れい金・契約者配当金
- 4 解約返れい金の有無

注意喚起情報のご説明

4～5
ページ

- 1 ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)
- 2 告知義務・通知義務等
～ご契約締結時の注意事項、
ご契約後にご連絡いただくべき事項(通知事項等)～
- 3 補償の開始時期
- 4 保険金をお支払いしない主な場合等
- 5 保険料の払込猶予期間等の取扱い
- 6 解約と解約返れい金
- 7 保険金支払後の保険契約
- 8 保険会社破綻時の取扱い
- 9 金融機関が代理店・扱者となる場合のご注意

その他のご説明

6～7
ページ

- 1 ご契約時にご注意いただきたいこと
～注意喚起情報のほかご注意いただきたいこと～
- 2 ご契約後にご注意いただきたいこと
～注意喚起情報のほかご注意いただきたいこと～
- 3 事故が起こった場合の手続き
- 4 個人情報の取扱い

3お問合わせ窓口

保険会社の連絡・相談・苦情窓口

当社へのご相談・苦情がある場合

下記にご連絡ください。

三井住友海上お客様デスク **0120-632-277**(無料)

受付時間 平日9:00～19:00 土日・祝日9:00～17:00
※年末年始は休業させていただきます。

事故が起こった場合

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス 事故は いち早く

三井住友海上事故受付センター **0120-258-189**(無料)

指定紛争解決機関

当社との間で問題を解決できない場合

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行なうことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)] **0570-022-808**

・受付時間 平日9:15～17:00(土日・祝日および年末年始を除きます。)

・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。

・おかげ間違いにご注意ください。

・詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

[\(https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html\)](https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html)

契約概要のご説明

地震保険[火災保険への中途セット用]

ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いします。

1.商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み

地震保険は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)により、建物や家財などが損害を受けた場合に保険金をお支払いする保険です。地震保険は、すまいの火災保険、家庭用火災保険、賃貸住宅居住者総合保険、事業活動総合保険、店舗総合保険等の火災保険(以下「主契約」といいます。)とあわせてご契約ください。地震保険を単独でご契約いただくことはできません。主契約が保険期間の中途中で終了したときは、地震保険も同時に終了します。

(2)補償内容

地震等を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって保険の対象が「全損」「大半損」「小半損」または「一部損」となった場合に保険金をお支払いします。損害の程度である「全損」「大半損」「小半損」または「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準^(注)」に従って行います(国が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」とは異なります。)。「全損」「大半損」「小半損」または「一部損」に至らない場合は、保険金をお支払いしません。

また、門、塀、垣、エレベーター、給排水設備のみの損害など、主要構造部に該当しない部分のみの損害は補償されません。

(注) 地震保険の損害認定処理を迅速・的確・公平に行うために一般社団法人 日本損害保険協会が制定した損害認定基準のことをいいます。

損害の程度	保険金をお支払いする場合			お支払いする保険金の額
	建物	家財	家財の損害の額が	
全損	主要構造部(基礎、柱、壁、屋根等)の損害の額が 建物の時価額の50%以上	焼失もしくは流失した部分の床面積が または 建物の延床面積の70%以上	家財全体の時価額の80%以上	地震保険金額の100%(時価額が限度)
大半損	建物の時価額の40%以上50%未満	または 建物の延床面積の50%以上70%未満	家財全体の時価額の60%以上80%未満	地震保険金額の60%(時価額の60%が限度)
小半損	建物の時価額の20%以上40%未満	または 建物の延床面積の20%以上50%未満	家財全体の時価額の30%以上60%未満	地震保険金額の30%(時価額の30%が限度)
一部損	建物の時価額の3%以上20%未満	または 床上浸水 全損・大半損・小半損に至らない建物が、 床上浸水または地盤面より45cmを超える 浸水を受け損害が発生した場合	家財全体の時価額の10%以上30%未満	地震保険金額の5%(時価額の5%が限度)

(3)保険金をお支払いしない主な場合等

注意喚起情報のご説明 の「4.保険金をお支払いしない主な場合等」(4~5ページ)をご参照ください。

(4)セットできる主な特約およびその概要

特約の名称	概要
自動継続特約(地震保険用)	地震保険を自動継続される場合にセットされます。
長期保険保険料払込特約(地震保険用)	主契約の保険期間が6年以上で、かつ地震保険の保険期間が2年以上の場合にセットされます。
長期保険料一括払特約(5年以下・地震保険中途付帯用)	主契約が保険期間2年以上5年以下の長期一括払契約で、地震保険の保険期間が1年超5年未満の場合にセットされます。
長期保険料分割払特約(5年以下・地震保険中途付帯用)	主契約が保険期間2年以上5年以下の長期分割払契約で、地震保険の保険期間が1年以上5年未満の場合にセットされます。

*上表に記載の特約に加えて、中途セットする地震保険の保険料払込方法が口座振替の場合は「初回保険料口座振替特約」、クレジットカード払(登録方式・一括払型)の場合は「保険料クレジットカード払(登録方式・一括払型)特約」、払込票払、請求書払の場合は「保険料払込取扱票・請求書払特約」がそれぞれセットされます。

(5)保険の対象

「居住用建物」またはその建物に収容されている「家財」です。これらに該当しないもの(事業専用の店舗、事務所または作業場、事業用設備や什器、商品や製品等)は、保険の対象とすることできませんのでご注意ください。^{じゅう}

(6)保険期間と保険料払込方法

すまいの火災保険、家庭用火災保険に地震保険を中途セットする場合は以下のとおりとなります(主契約がすまいの火災保険、家庭用火災保険以外の場合の地震保険の保険期間および保険料払込方法は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。)。

主契約の保険期間	主契約の保険料払込方法	地震保険の中途セット日(地震保険の始期日)	地震保険の中途セット日から主契約の満期日までの期間	地震保険の保険期間	地震保険の保険料払込方法
1年	一時払	—	—	主契約の満期日まで	一括払・直接集金または一括払・口座振替 ^(注1)
	月払	—	—	主契約の満期日まで	一括払・直接集金
2~5年	長期一括払	—	—	主契約の満期日まで	一括払・直接集金または一括払・口座振替 ^(注1)
	長期分割払	主契約の始期日応当日以外	1年未満	主契約の満期日まで	一括払・直接集金
			1年超5年未満	主契約の満期日まで	主契約の次回始期日応当日までの保険料は一括払・直接集金。主契約の次回始期日応当日から満期日までの保険料は主契約と同じ。
	主契約の始期日応当日	—	—	主契約の満期日まで	初回保険料は直接集金。2回目以降保険料は主契約と同じ。
6年以上	長期一括払	主契約の始期日応当日以外	1年未満	主契約の満期日まで	一括払・直接集金または一括払・口座振替 ^(注1)
			1年超	以下のいずれか ①主契約の次回始期日応当日までの短期契約(次回始期日応当日以降は1年自動継続) ②主契約の次回始期日応当日までの短期契約および次回始期日応当日以降の5年自動継続契約を同時に契約(主契約の残存期間が5年未満の場合は、残存期間と同一となります。)	一括払・直接集金 ^(注2) または一括払・口座振替 ^{(注1)(注4)(注5)}
		主契約の始期日応当日	1年	主契約の満期日まで	一括払・直接集金または一括払・口座振替 ^(注1)
			2年以上5年以下	以下のいずれか ①1年(自動継続) ②主契約の満期日までの長期契約	一括払・直接集金 ^(注2) または一括払・口座振替 ^(注1)
			6年以上	以下のいずれか ①1年(自動継続) ②5年(自動継続)	一括払・直接集金 ^(注2) または一括払・口座振替 ^(注1)

- (注1) 主契約の払込方法がクレジットカード払(登録方式・一括払型)、払込票払、請求書払の場合、地震保険の保険料払込方法は直接集金または主契約の払込方法と同じになります。
- (注2) 自動継続時の保険料払込方法は原則主契約の払込方法に準じます^(注3)。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。
- (注3) 地震保険の保険期間が5年で、自動継続時の保険料払込方法として口座振替をお選びいただいた場合、一部の金融機関では、自動継続時に保険料を口座振替できないことがあります。この場合、コンビニエンスストアや郵便局等でご利用いただける払込取扱票等により、保険料を払込みいただけます。
- (注4) 地震保険の保険期間が②の場合、主契約の次回始期日応当日までの短期契約の保険料を口座振替で払込みいただくことはできません。
- (注5) 地震保険の保険期間が②の場合、主契約の払込方法がクレジットカード払(登録方式・一括払型)、払込票払であっても、主契約の次回始期日応当日までの短期契約については直接集金となります(次回始期日応当日以降の長期契約については、主契約と同じ払込方法をご利用いただけます。)。

(7)引受条件(保険金額)

主契約の保険金額の30%～50%の範囲内で設定してください。ただし、他の地震保険契約と合算して建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります^{(注1)(注2)}。なお、お客さまが実際にご契約いただく保険金額につきましては、保険申込書の保険金額欄にてご確認ください。

- (注1) 分譲マンション等の区分所有建物の場合、区分所有者ごとに上記限度額が適用されます。
- (注2) 複数世帯が居住する共同住宅建物の場合、上記限度額は世帯ごとに適用することができます。

(8)警戒宣言が発令された場合のご契約について

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間は、東海地震にかかる地震防災対策強化地域内に所在する建物または家財について、地震保険の新規契約および増額契約(地震保険金額を増額して継続する契約をいいます。)はお引受けできませんのでご注意ください。

2.保険料

保険料は、保険金額のほかに保険期間、建物の所在地・構造により決まります。また、保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物(以下「対象建物」といいます。)が下表①～④のいずれかに該当し、確認資料^(注1)をご提出いただいた場合、地震保険の保険料に割引を適用します^{(注2)(注3)}。

(注1) 確認資料とは、下表の「確認資料」に記載の書類またはいずれかの割引の適用が確認できる保険証券等(写)をいいます。

(注2) 以下①～④の条件を複数満たす場合であっても、割引はいずれか1つのみの適用となります。

(注3) この割引は、保険期間のうち確認資料をご提出いただいた日以降の期間について適用されます。

割引の種類	割引率	適用条件	確認資料
①免震建築物割引	50%	対象建物が「住宅の品質確保の促進等に関する法律」(品確法)に規定された免震建築物である場合	以下のいずれか ・品確法に基づく登録住宅性能評価機関 ^(注1) により作成された書類のうち、対象建物が免震建築物であること(耐震等級割引の場合は耐震等級)を証明した書類(写) ^{(注2)(注3)(注4)} ・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書(写) ^(注3) ①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類(写) ^(注5) および②「設計内容説明書」など「免震建築物であること」または「耐震等級」が確認できる書類(写) ^(注4) (注1) 登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を登録住宅性能評価機関以外の者が作成し交付することを認める旨、行政機関により公表されている場合には、その者を含みます。(登録住宅性能評価機関について、以下同様とします。) (注2) 例えば以下の書類が対象となります。 ・品確法に基づく建設住宅性能評価書(写)または設計住宅性能評価書(写) ・耐震性能評価書(写)(耐震等級割引の場合に限りません。) ・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す「現金取得者向け新築対象住宅証明書」(写) ・長期優良住宅の認定申請の際に使用する品確法に基づく登録住宅性能評価機関が作成した「技術的審査適合証」(写) ・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるために必要な「住宅性能証明書」(写) ・品確法に基づく登録住宅性能評価機関がマンション等の区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書類(写) (注3) 以下に該当する場合には、耐震等級割引(30%)が適用されます。 ・書類に記載された内容から、耐震等級が2または3であることは確認できるものの、耐震等級を1つに特定できない場合。ただし、登録住宅性能評価機関(適合証明書)は適合証明検査機関または適合証明技術者)に対し対象建物の耐震等級の証明を受けるために届け出た書類(写)で耐震等級が1つに特定できる場合は、その耐震等級割引が適用されます。 (注4) 以下に該当する場合には、耐震等級割引(新築は30%、増築・改築は10%)が適用されます。 ・「技術的審査適合証」において、「免震建築物であること」または「耐震等級」が確認できない場合 ・「認定通知書」など上記①の書類のみご提出いただいた場合 (注5) 認定長期優良住宅であることが確認できる「住宅用家屋証明書」(写)および「認定長期優良住宅建築証明書」(写)を含みます。
②耐震等級割引	耐震等級3 50%	対象建物が品確法または「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」(評価指針)に定められた耐震等級を有している場合	
	耐震等級2 30%		
	耐震等級1 10%		
③耐震診断割引	10%	対象建物が地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、1981年(昭和56年)6月1日に施行された改正建築基準法における耐震基準を満たす場合	以下のいずれか ・耐震診断または耐震改修の結果により減税措置の適用を受けるための証明書(写) ・建物の所在地、耐震診断年月日および「平成18年国土交通省告示第185号(平成25年国土交通省告示第1061号を含みます。)に適合している」旨の文言が記載された書類(写)
④建築年割引	10%	対象建物が1981年(昭和56年)6月1日以降に新築された建物である場合	以下のいずれか(1981年(昭和56年)6月以降の新築であることが確認できる資料が対象となります。) ・「建物登記簿謄本」(写)、「建物登記済権利証」(写)、「建築確認書」(写)等の対象建物の新築年月等が確認できる公的機関等(国、地方公共団体、地方住宅供給公社、指定認証検査機関など)が発行する書類(写)および公的機関等に対して届け出た書類(写)(公的機関等の受領印または処理印が確認できるものに限りません。) ・宅地建物取引業者が交付する重要事項説明書(写) ※宅地建物取引業者が交付する不動産売買契約書(写)、賃貸住宅契約書(写)、および登記申請にあたり登記所に提出する工事完了引渡証明書等(写)も確認資料として対象となります。

確認資料の詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

3.満期返れい金・契約者配当金

地震保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

4.解約返れい金の有無

ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。詳細は「注意喚起情報のご説明」の「6.解約と解約返れい金」(5ページ)をご参照ください。

注意喚起情報 のご説明

地震保険[火災保険への中途セット用]

ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いします。

1.ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

主契約の保険期間の中途中で地震保険をセットされる場合、クーリングオフを行うことができませんのでご注意ください。

2.告知義務・通知義務等 ~ご契約締結時の注意事項、ご契約後にご連絡いただくべき事項(通知事項等)~

(1) ご契約締結時の注意事項(告知義務-保険申込書の記載上の注意事項)

特にご注意ください

■保険契約者または被保険者には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

■告知事項とは、危険に関する重要な事項として当社が告知を求めるもので、保険申込書に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ・ 地震保険の割引に関する情報(該当するいずれかの割引を適用する場合)
建築年割引、耐震等級割引、耐震診断割引、免震建築物割引

(2) ご契約後にご連絡いただくべき事項(通知事項等)

特にご注意ください

■ご契約後、次に掲げる事実が発生した場合は、遅滞なくご契約の代理店・扱者または当社までご連絡ください。
ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

- ① 建物または家財を収容する建物の構造を変更したこと
- ② 建物または家財を収容する建物の用途を変更したこと
- ③ 保険の対象の所在地を変更したこと

■通知事項に掲げる事実が発生し、次のいずれかに該当する場合は、ご契約の引受範囲外となるため、ご契約を解約していただきます。この場合において、当社の取り扱う他の商品でお引受けできるときは、ご契約を解約した後、新たにご契約いただくことができますが、この商品と補償内容が異なる場合があります。

- ① 建物または家財の所在地が日本国外となった場合
- ② 建物が居住の用に供されるものでなくなった場合
- ③ 家財のすべてを事業用(設備・什器)として使用した場合

■次の場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または当社までご連絡ください。

- | | |
|-----------------------------|---------------------------------------|
| ① 建物等を譲渡(売却、贈与等)する場合 | ② 保険証券記載の住所または電話番号を変更した場合 |
| ③ ご契約後に建物または家財の価額が著しく減少した場合 | ④ 【通知事項】のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合 |

等

3.補償の開始時期

地震保険の始期日の午後4時(保険申込書にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。保険料は、保険料の払込みが猶予される場合^(注)を除いて、ご契約と同時に払い込んでください。保険期間が始まった後でも、保険料の払込みがない場合、始期日から代理店・扱者または当社が保険料を領収するまでの間に発生した事故に対しては保険金をお支払いしません。

(注) 保険料の払込みが猶予される場合の詳細については、「5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い」(5ページ)をご参照ください。

4.保険金をお支払いしない主な場合等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合等

特にご注意ください

① 保険の対象の紛失または盗難によって発生した損害は保険金をお支払いしません。

② 次のものは地震保険の対象には含まれません。

- ・ 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
- ・ 自動車
- ・ 貴金属、宝石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- ・ 稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- ・ 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物 等

③ 保険の対象が地震等により損害を受けた場合でも、地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に発生した損害については保険金をお支払いしません。

④ 1回の地震等^(注)による損害保険会社全社で算出された保険金の総額が12兆円を超える場合、お支払いする保険金は次の算式により計算した金額に削減されることがあります(2021年4月現在)。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{算出された保険金の額} \times \frac{12\text{兆円}}{\text{算出された保険金の総額}}$$

(注) 72時間以内に発生した2回以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。

*上記以外にもお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細は、普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますので必ずご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがある場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、当社に保険金を支払わせることを目的として損害を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 上記のほか、①～③と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

(3) 失効について

保険契約者または被保険者が保険の対象を譲渡した場合^(注1)、または保険の対象の全部が失われた場合^(注2)は、この保険契約は失効となります。この場合、未経過期間分の保険料を返還します。詳細は代理店・扱者または当社にお問い合わせください。

(注1) 保険契約も同時に譲渡した場合を除きます。この場合、代理店・扱者または当社に書面をもってあらかじめご連絡いただく必要があります。

(注2) 普通保険約款の保険金支払後の保険契約の取扱いに関する規定における、保険契約が終了した場合を除きます。

5.保険料の払込猶予期間等の取扱い

特にご注意ください

■すまいの火災保険、家庭用火災保険に中途セットする地震保険の保険料払込方法が口座振替の場合、保険料払込期日^(注1)に口座振替により保険料が払い込まれるよう保険料相当額を指定口座に預け入れてください。保険料払込期日に保険料が払い込まれなかった場合は、保険料払込期日の翌月末日までに保険料を払い込んでください。**保険料払込期日の翌月末日まで^(注2)に保険料の払込みがない場合、保険金をお支払いできない場合があります。また、ご契約を解除する場合があります。**

(注1) 保険料払込期日(口座振替日)は、下表のとおりです。

一時払・月払・年払の別	主契約初回保険料の払込方法	地震保険の中途セット日(地震保険の始期日)	初回保険料の払込期日(口座振替)	2回目以降保険料の払込期日(口座振替日)
一時払(1年一時払または長期一括払)	口座振替	—	当社にご契約内容が登録された日の翌月の、提携金融機関ごとに当社の定める期日	—
月払(長期月払)	口座振替	主契約の始期日応当日	—	地震保険の中途セット日(翌々月以降毎月の、提携金融機関ごとに当社の定める期日)
		主契約の始期日応当日以外	—	主契約の次回始期日応当日の翌月以降毎月の、提携金融機関ごとに当社の定める期日
	直接集金	主契約の始期日応当日	—	地震保険の中途セット日(翌月以降毎月の、提携金融機関ごとに当社の定める期日)
		主契約の始期日応当日以外	—	主契約の次回始期日応当日以降毎月の、提携金融機関ごとに当社の定める期日
年払(長期年払)	口座振替	—	—	主契約の毎年の始期日応当日の翌月の、提携金融機関ごとに当社の定める期日
	直接集金	—	—	主契約の毎年の始期日応当月の、提携金融機関ごとに当社の定める期日

(注2) 保険料が払い込まれなかつたことについて、故意および重大な過失がなかった場合は、保険料払込期日の翌月末日まで払込みを猶予します。ただし、保険料が分割して払い込まれる契約の場合には、保険料払込期日到来前の分割保険料をあわせて払い込んでいただくことがあります。

■すまいの火災保険、家庭用火災保険に中途セットする地震保険の保険料払込方法がクレジットカード払(登録方式・一括払型)、払込票払、請求書払の場合は、保険料払込期日(当社にご契約内容が登録された日の翌月末日)までに保険料を払い込んでください。**保険料払込期日の翌月末日までに保険料の払込みがない場合、保険金をお支払いできない場合があります。また、ご契約を解除する場合があります。**

<初回保険料の払込前^(注)に事故が発生した場合の取扱い>

原則として、代理店・扱者または当社へ初回保険料の払込みが必要です。当社にて初回保険料の払込みを確認後、保険金をお支払いします。

(注) 保険料払込方法が口座振替の場合は初回保険料引落とし前、クレジットカード払(登録方式・一括払型)の場合はクレジットカードの有効性および利用限度額内の確認の前、払込票払の場合は保険料の払込手続前、請求書払の場合は保険料の振込手続前をいいます。

6.解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、代理店・扱者または当社までお申出ください。

ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加でご請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することができます。



7.保険金支払後の保険契約

損害の認定が全損となり、保険金をお支払いした場合は、保険契約は損害発生時に終了します。この場合、保険契約の終了後に発生した地震による損害は補償されません。なお、全損以外の認定による保険金のお支払いの場合には、保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されずに保険契約は満期日まで有効です。

8.保険会社破綻時の取扱い

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。地震保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金や解約返れい金は100%補償されます。

9.金融機関が代理店・扱者となる場合のご注意

■地震保険のお申込みの有無が、銀行等とのその他の取引に影響を与えることはありません。

また、住宅ローンのお申込みにあたり、当該銀行等で地震保険をお申込みいただくことは融資の条件ではありません。

■地震保険は預金等ではなく、元本の返済は保証されておりません。

また、預金保険制度の対象にはなりません。したがいまして、預金利息はつきません。

保険会社の連絡・相談・苦情窓口

当社へのご相談・苦情がある場合

下記にご連絡ください。

三井住友海上お客様デスク **0120-632-277**(無料)

受付時間 平日9:00～19:00 土日・祝日9:00～17:00
※年末年始は休業させていただきます。

事故が起こった場合

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

三井住友海上事故受付センター **0120-258-189**(無料)

指定紛争解決機関

当社との間で問題を解決できない場合

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行なうことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)] **0570-022-808**

・受付時間 平日9:15～17:00(土日・祝日および年末年始を除きます。)

・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。

・おかげ間違いでご注意ください。

・詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

その他のご説明

地震保険[火災保険への中途セット用]

ご契約に際してご確認いただきたいその他の事項を記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いします。

1.ご契約時にご注意いただきたいこと～注意喚起情報のほかご注意いただきたいこと～

(1) 保険料領収証の発行

保険料をお払込みいただきますと、当社所定の保険料領収証を発行いたしますので、お確かめください^(注)。

(注) 保険料の払込方法が口座振替、クレジットカード払(登録方式・一括払型)、払込票払、請求書払等の場合には、発行されません。

(2) 共同保険

当社および他の損害保険会社との共同保険契約となる場合は、それぞれの引受保険会社は引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

(3) 契約取扱者の権限

契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

(4) 保険金額の一部取消

ご契約の際に設定された保険金額が保険の対象の価額を超えていたことについて、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合、保険契約者はその超過する部分についてご契約の始期日から取り消すことができます。

(5) 保険申込書の提出について

保険申込書は、始期日までに代理店・扱者または当社にご提出ください。始期日までに代理店・扱者または当社に到着しなかった場合、後日ご契約手続きの経緯を確認させていただくことがあります。なお、ご契約手続きの経緯によっては、保険金をお支払いできない場合があります。

2.ご契約後にご注意いただきたいこと～注意喚起情報のほかご注意いただきたいこと～

(1) 保険証券および地震保険料控除証明書の確認・保管

ご契約いただいた後にお届けする保険証券は、内容をご確認のうえ大切に保管してください。また、ご契約手続きから1か月を経過しても保険証券が届かない場合には、当社までお問い合わせください。保険証券添付の地震保険料控除証明書は地震保険料控除を受ける際に必要となりますので、大切に保管してください。

3.事故が起こった場合の手続き

(1) 事故が起こった場合の当社へのご連絡等

事故が起こった場合は、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、遅滞なくご契約の代理店・扱者または当社までご連絡ください。保険金請求手続きについてご案内いたします。

損害の発生および拡大の防止(消防車、救急車は119番)

三井住友海上へのご連絡は

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189 (無料)へ

(2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、下表の(1)～(4)の書類のうち当社が求めるものをご提出いただきます。詳細は代理店・扱者または当社までご相談ください。

*事故の内容、損害の額等に応じて、(1)～(4)以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金請求に必要な書類	書類の例
(1) 当社所定の保険金請求書	当社所定の保険金請求書
(2) 当社所定の事故内容報告書、損害の発生を確認する書類およびその他これに類する書類 ^(注) (注) 事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害発生の有無を確認するための書類をいいます。	事故原因・損害状況に関する写真・画像データ、修理業者等からの報告書
(3) 保険の対象の価額、損害の額を確認する書類 ①保険の対象の価額を確認する書類 ②損害の額を確認する書類	工事請負契約書(追加変更工事がある場合は、その契約書を含む)、売買契約書、取得時の領収書、図面・仕様書 修理見積書・請求書・領収書
(4) その他必要に応じて当社が求める書類 ①保険の対象、保険金の支払対象となる建物・家財等であることを確認する書類 ②保険金請求権者を確認する書類 ③損害が発生した物の所有者を確認する書類 ④質権が設定されている場合に保険金請求に必要な書類 ⑤当社が事故または損害の調査を行うために必要な書類 ⑥他から支払われる保険金・給付金等の額を確認する書類	建物登記簿謄本、売買契約書 住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書・代表者資格証明書 建物登記簿謄本、固定資産台帳、マンション管理規約、賃貸借契約書 質権者の保険金請求書および債務残高証明書、当社所定の保険金直接支払指図書／証 当社所定の同意書 保険会社等からの支払通知書

(3) 代理請求人制度

重度の後遺障害が生じ意思能力を喪失した等、被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、これらの方の親族のうち一定の条件を満たす方が代理人として、保険金を請求できる場合があります(「代理請求人制度」)^(注)。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

(注) 「代理請求人制度」をご利用の場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をあわせてご提出いただきます。

(4) 保険金のお支払時期について

当社は、保険金請求に必要な書類をご提出いただいたからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項^(注1)の確認を終えて保険金をお支払いします^(注2)。

(注1) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他当社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注2) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、当社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

(5) 保険金請求権の時効について

保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

4.個人情報の取扱い

この保険契約に関する個人情報は、当社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社およびMS&ADインシュアランス グループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のため利用することがあります。

①当社およびグループ会社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品・投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
②提携先等の商品・サービスのご案内の例	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

契約等の情報交換について

当社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

再保険について

当社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することができます。

当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、当社ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

三井住友海上火災保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル
(お客様デスク)0120-632-277(無料) 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上 駿河台新館
電話受付時間 平日9:00~19:00 土日・祝日9:00~17:00(年末年始は休業させていただきます)
<https://www.ms-ins.com>